

(様式4)

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 件名:  | 市立小・中学校教職員の働き方改革に向けた取組について            |
| 担当課: | 教育委員会事務局 学校教育課 指導担当 (電話:083-934-2863) |

教職員の働き方改革を推進する取組として、電話応答装置の運用を開始します。

## 1 働き方改革の目的と本市における取組について

我が国の学校教育は、高い意欲や能力と使命感をもった教職員によって支えられています。質の高い学校教育を持続可能なものとするためにも、学校における働き方改革が急務となっています。教職員が心身ともに健康で、元気に働くことができる環境の中で、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが働き方改革の目的です。

本市におきましても、教職員の働き方改革を重要施策の一つとして、位置づけてきました。これまで教職員の業務を支援する教員業務支援員の配置や、校務におけるICTの環境整備等を行う情報教育支援員の配置、本年度4月からの学校給食の公会計化を実施し、教職員の負担軽減を図ってきました。

## 2 電話応答装置とは

勤務時間終了後、一定時間が経過した後、外線電話を応答メッセージに切り替え、翌朝まで電話の相手に対し、特定のメッセージを流す装置です。

## 3 導入先と運用開始時期

山口市立の小・中学校50校(小学校33校、中学校17校)に導入し、令和4年6月1日(水)から運用を開始します。

## 4 導入効果

教職員の勤務時間外の電話対応を減らし、授業の準備や学級運営等の業務に集中できる時間が確保されることが期待され、時間外在校等時間の削減はもちろん、より充実した授業や学級運営につながると考えています。

## 5 運用方法

学校が外線電話を応答メッセージに切り替え、翌日の朝に元に戻す操作を行います。休日・夜間等に緊急を要する事態が生じた場合は、市役所宿直室に連絡していただきます。その後、宿直室から教育委員会へ連絡が行き、教育委員会から学校長へ連絡が行くようにします。

応答メッセージの内容は、原則として、以下のとおりとなります。

「はい、〇〇小(中)学校です。本日の校務は終了しました。申し訳ございませんが、校務時間内におかけ直してください。なお、緊急かつ重大な場合は、山口市役所 083-922-4111 へお電話ください。」